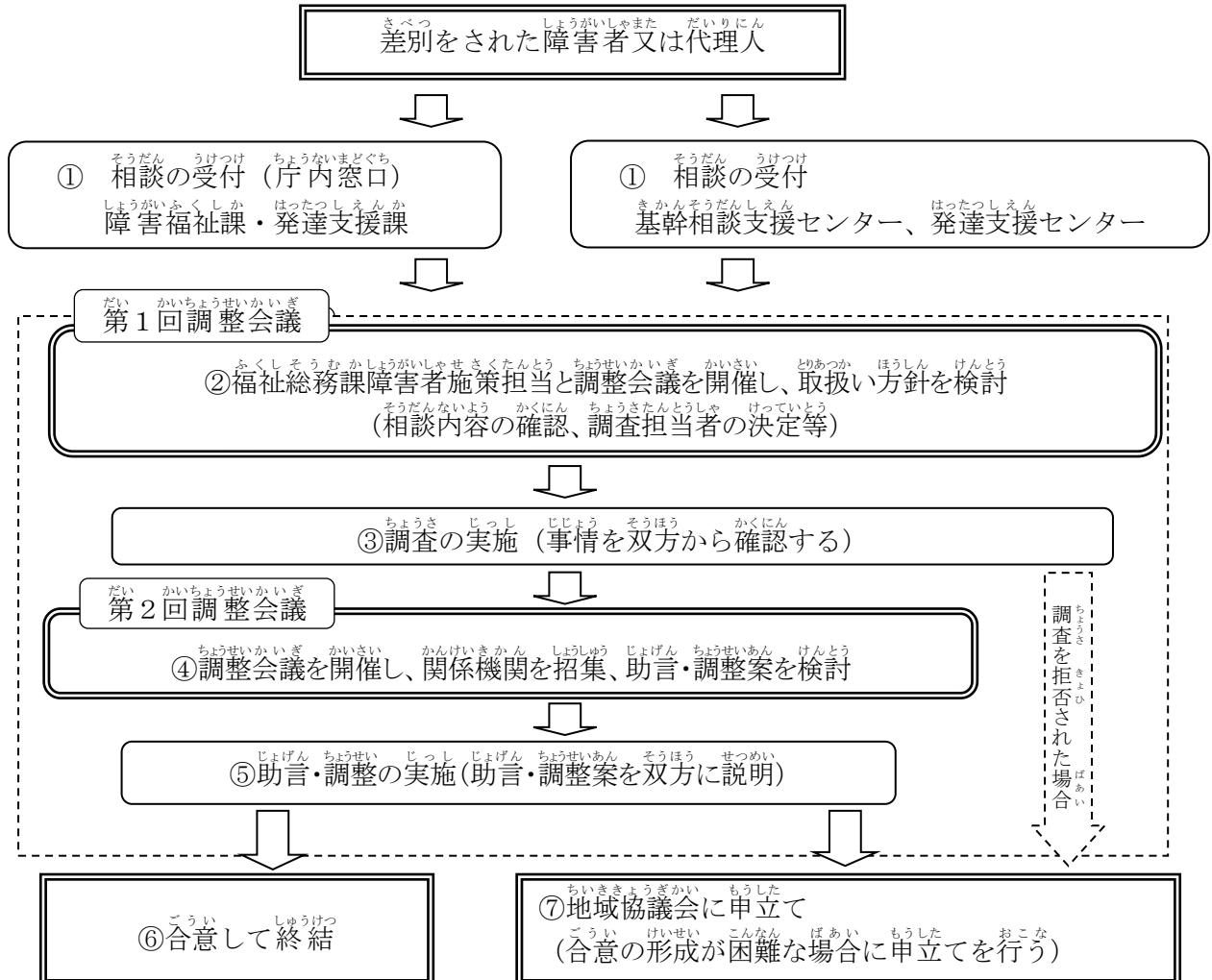


相談の流れ【チャート図】



- ① 相談窓口において、来所または電話等での相談に応じる。また、相談窓口での受付だけではなく、日常の業務や活動の中での相談についても対応する。
- ② 差別事案にかかる調整会議（以下「調整会議」という。）では、相談体制を確立した上で、相談者に対して事案の担当者を決定する。
- ③ 事案の担当者が双方から事情を確認する。
- ④ 調整会議を開催し、必要に応じて関係機関に出席を要請し、助言・調整案を検討する。
- ⑤ 事案の担当者が双方に対して助言及び調整を実施する。
《合意の可能性がある限り、④と⑤をくりかえす》
- ⑥ 合意が得られた場合、終結する。
- ⑦ 合意の形成や調査自体を拒否された場合など、状況を説明した上で、相談者本人の意思に従い、本人又は代理人が市長に申立て、条例第15条に規定する地域協議会（あっせん部会）があっせんを行う。

前ページの調整で合意に至らなかった場合の手続

(条例に基づくあっせん等の手続)

